

12/6 スマホのことは高校生におまかせ！

中央市民センターで、廿日市高等学校の生徒による「高齢者向けスマホ相談会」が開催されました。和気あいあいとした雰囲気の中、高齢者の皆さんは日頃の疑問を高校生に質問していました。

高校1年生の新宅由佳さんは「知識を役に立ててもらいたいと思い参加した」と、とても積極的な姿勢でした。新宅さんとペアを組んだ、中津寿子さんは「新たな大発見もあった。機会があればまた参加したい」と嬉しそうに話していました。



▲相談会をお互いに楽しむ中津さん（写真左）と新宅さん（写真右）



▲高校生22人、高齢者25人が参加しました

12/15

広島県地域文化功労者表彰 宮郷安輝さん

宮島歴史民俗資料館協議会委員長を長年務めるなど、地域文化の振興に貢献されたため、広島県地域文化功労者表彰を受けられました。



▲宮郷安輝さん

12/17

はつかいちサンブレイズ優勝報告

女子硬式野球チーム「はつかいちサンブレイズ」が、今シーズンの報告のため市長を表敬訪問しました。

今年のはつかいちサンブレイズは、中四国女子硬式野球連盟のルビー・リーグで優勝し、女子硬式野球西日本大会でも優勝を果たしました。

ルビー・リーグで最多勝利投手賞を受賞した坂東瑞紀選手は「自分のできることを発揮できたことが受賞につながり嬉しい。支えてくれた人への感謝の気持ちでいっぱいです」と話していました。



▲写真左から、村松選手、峠元球団代表、松本市長、坂東選手、岩谷監督

12/18

サッカーボールの寄贈

株式会社ヒロハイ・コーポレーションからスポーツを通して、子どもたちの健康を支えたいとサッカーボール70個の寄贈を受け、全市立中学校に届けられました。

大野東中学校サッカー部2年の長谷川雄一さんは「新しいボールは気持ちが高まるし、とても嬉しい。県大会優勝に向けて頑張りたい」と次の試合への意気込みを話し、リフティングやシュートの練習に取り組んでいました。



▲感謝状を受ける澤本代表取締役（写真中央左）



▲新しいボールで気合が入ります

12/19

絵本「おいしくなあれ」寄贈式と読み聞かせ会

オタフクソース株式会社から、市内の公立保育園15園に、絵本『おいしくなあれ』が寄贈されました。深江保育園での寄贈式では、その作家であるさこもみ先生による読み聞かせ会とオタフクソース株式会社と市の栄養士によるお好み焼きに関する食育が実施されました。

絵本は、いろいろな動物たちが持ってくる食材を、かわいいコックさんが「おいしくなあれ〜」と願いをこめて料理し、それを食べた動物たちが笑顔になっていくストーリーで、子どもたちは「おいしそうだね」「早く給食食べたいなあ」と楽しんでいました。



▲絵本『おいしくなあれ』



▲読み聞かせ会の様子

所得税の申告は…

図 廿日市税務署 ☎ 1217

● 所得税の確定申告が必要な人

- ・ 所得税を納付する人（公的年金収入のみで支払総額400万円以下の人を除く）、所得税の還付を受ける人
- ・ 給与所得者で年末調整された給与以外の所得（年末調整されていない給与収入、営業、報酬、地代、家賃、生命保険の一時金などの所得）の合計が20万円を超える人
- ・ 公的年金などの収入金額が400万円以下の年金所得者で、公的年金に関する雑所得以外の所得（給与、営業、報酬、地代、家賃、生命保険の一時金などの所得）の合計が20万円を超える人
- ・ 営業などの収入がある人、青色申告をしている人、土地・建物・株式などの譲渡所得がある人

所得税の確定申告をする人で次のいずれかに該当する場合は税務署の会場で申告を

- ・ 青色申告をする人、または農業所得、営業所得、不動産所得がある人
- ・ 土地の譲渡所得や株式譲渡所得などの分離課税所得の申告をする人
- ・ 住宅ローン控除1年目の人

● 自宅で確定申告ができます

スマホまたはパソコンとマイナンバーカードを利用して、自宅で申告書などを作成し、申告ができます。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額などを入力するだけで、自動計算により申告書が完成します。

また、マイナンバーカードを利用して、各種控除証明書などのデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力することもできます。ぜひ利用してください。



▲詳しくは、国税庁ホームページを確認してください



税理士記念日 無料税務相談会

図 中国税理士会廿日市支部
☎ 082 (247) 7439

所得税や消費税の確定申告相談、各種税務相談ができます。

と き 2月20日(金)9時～16時
ところ 市役所5階501会議室



軽自動車の廃車・名義変更の手続きは4月1日(水)まで

図 課税課 ☎ 9114

軽自動車税（種別割）（以下「軽自動車税」という）は、毎年4月1日時点で原動機付自転車や小型特殊自動車、二輪・四輪の軽自動車を所有する人に課税されます。

車両の廃車・名義変更などは、4月1日(水)までに次の場所で手続きを済ませてください（回収業者に引き渡す場合も含む）。**手続きが完了しないと、軽自動車税が課税されます。**

※軽自動車税は、主な定置場がある市町村で課税されます。置き場所を変える場合も次の場所で必ず住所変更の手続きをしてください



手続き先

- 軽四輪自動車（三輪含む660cc以下）

軽自動車検査協会
広島主管事務所
☎ 050 (3816) 3080

- 軽自動車二輪（250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）

中国運輸局広島運輸支局
☎ 050 (5540) 2068

- 原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車

市役所1階課税課または各支所
必要なもの ナンバープレート、本人確認書類、譲渡証明書（譲られたバイクを登録する場合）